平成28年度5月期における地方譲与税譲与金の譲与(案)について

1 起案理由

地方法人特別税等に関する暫定措置法第34条に基づいて、 平成28年度5月期分の譲与額について都道府県に対して、譲 与するものである。

2 対象団体 全都道府県

3 譲与額

1,029億円(2月~4月における譲与税及び交付税配付金特別会計の収納額)

• 前年度 5 月期比 261 億円減(20.2%減)

4 譲与日 平成28年5月27日(金)

5 譲与基準等

版 J 生 中 寸	
譲与総額	地方法人特別税(国税)収入額の全額 ^{《注》}
譲与基準	1/2 人口
	1/2 従業者数
	※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除
	した額を上記基準によりあん分した額の合算額(財源超過団体にあっ
	ては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額)
補正	なし
譲与時期	5月、8月、11月、2月
譲与税の使途	条件・制限なし
平成27年度譲与実績	21,027億円
平成28年度地財計画	18,751億円

《注》交付税及び譲与税配付金特別会計において収納された額

総税企第 号 平成28年5月 日

〈各都道府県知事〉あて

総務大臣

地方法人特別譲与税譲与金の譲与について

地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第34 条の規定に基づいて譲与すべき地方法人特別譲与税譲与金を下記のとおり譲 与します。

記

譲与日 平成28年5月27日

地方法人特別譲与税譲与金 〈別添のとおり〉 千円

↑額は出力

平成28年度5月期 地方法人特別譲与税譲与金額一覧

(単位:千円)

	(単位:十円) 【
都道府県	金額
北海道	4, 248, 575
青森	1,031,233
岩 手	1, 030, 109
宮城	1, 860, 107
秋 田	823, 715
山形	911, 574
福島	1, 542, 791
茨 城	2, 293, 535
栃木	1, 581, 887
群馬	1, 612, 788
埼 玉	5, 189, 558
千 葉	4, 397, 184
東京	13, 328, 636
神 奈 川	6, 737, 919
新潟	1, 891, 069
富山	898, 384
石 川	960, 712
福 井	664, 112
山 梨	680, 471
長 野	1, 714, 559
岐阜	1, 631, 859
静 岡	3, 059, 663
爱 三 重	6, 294, 960
三重	1, 475, 428
滋 賀	1, 114, 503
京都	2, 093, 404
大 阪	7, 499, 886
兵 庫	4, 232, 122
奈 良	968, 112
和歌山	752, 569
鳥取	453, 563
島根	562, 216
岡山	1, 518, 436
広 島	2, 312, 728
山口	1, 119, 532
徳島	603, 375
香川	800, 825
愛媛	1, 097, 770
高知	575, 675
福岡	4, 027, 220
佐 賀	664, 369
長崎	1, 088, 939
熊 本	1, 381, 826
大 分 惊	924, 312
宮 崎	873, 143
鹿児島 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	1, 308, 348
沖 縄	1, 067, 390
合 計	102, 901, 091

地方法人特別税・譲与税による影響額

^{*}印 平成20年制度創設当初、「譲与額 < 払込額」と想定されていた都道府県。

[※]四捨五入により計が一致しないところがある。